

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊地第230号

令和4年6月3日

山岳遭難防止対策の推進について（通達）

見出しのことについては、「山岳遭難防止対策の推進について」（令和3年3月15日付け熊地第86号。以下「旧通達」という。）に基づき各種施策を推進しているところであるが、近年における登山の実情についてみると、登山家等の行うロック・クライミング、雪山登山等専門知識、技術及び経験を要する本格的な登山からハイキング、山菜採り、溪流釣り等のための軽登山、森林浴、スキー登山、トレイルランニング等に至るまで多様な形態の登山があることから、今後多種多様な山岳遭難が発生するものと懸念される。

このため、この度、警察庁が山岳遭難の防止等に関する対策について見直しを行ったことに伴い、本県についても旧通達の見直しを行ったので、各警察署にあっては、引き続き、管内実態に応じて、下記のとおり、山岳遭難を防止するための諸施策及び諸活動を総合的に推進するとともに、山岳遭難の発生時における人命救助を的確に行うため、安全登山のための広報啓発活動、山岳関連情報の提供、山岳警備その他必要な活動を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 基礎資料の整備

山岳遭難防止施策及び捜索救助の基礎資料とするため、次の資料を作成、整備しておくこと。

- (1) おおむね次のような事項を記載した管内の山岳及びその周辺地域の図面
 - ア 登（下）山口及び登山コース、主要ポイント間の距離及び時間
 - イ 危険箇所及び過去における遭難等の発生地点
 - ウ 無線通信の不感地帯及び中継地点
 - エ 山岳の状況を確認できるライブカメラ及び登（下）山口、登山コースの周辺等における防犯カメラ等の設置箇所
 - オ その他必要と認められる事項
- (2) 次のような機関・団体等の名簿、連絡先等を記載した書面
 - ア 山岳地を管轄する市町村役場の担当者
 - イ 森林管理署その他の山林又は山岳の管理者

ウ 登山口等の登山経路に在る関連事業者

エ 民間の協力者等

2 危険箇所の把握及び遭難予防対策の推進

各登山シーズンの前に、あらかじめ実地踏査等を行い、登山コース内の危険箇所や登山指導標等の実態を的確に把握すること。

また、その結果に基づき、関係機関・団体等に対し、登山口や登山コースの要所における登山指導標等の整備や、登（下）山口及び登山コース周辺等へのライブカメラ、防犯カメラ等の設置を働き掛けるなど、山岳遭難予防に資する対策を積極的に推進すること。

3 有事即応態勢の確保

山岳遭難の発生に備え、平素から署員に対する教養や訓練の充実を図るとともに、救助資器材や装備品等の点検・整備に努めること。

また、山岳遭難が予想される事態が発生した場合において、必要な人員を速やかに招集できるよう、あらかじめ自署の搜索救助要員の招集計画を策定しておくこと。

4 登山届の作成・提出の勧奨等

登山者に対しては、あらゆる機会を捉え、各種広報媒体を活用して、警察等に対する登山届の作成及び提出を勧奨するとともに、万一の遭難に備えた対策（携帯電話等の通信機器及びGPS端末等登山者の位置情報が確認できる装置の携行、家族・知人等に対する定期連絡等）について、積極的な啓発を行うこと。

5 登山シーズンにおけるパトロール等

管内山岳の実態に応じ、登山道周辺におけるパトロールを実施するとともに、登山者が集中する時期においては、登山口付近等において、4に示した事項のほか、危険箇所等の教示やその他安全な登山に関する必要な指導を行うこと。

6 山岳遭難等発生時の措置

(1) 遭難発生通報系統の確立

山岳遭難の発生を認知し、又は登山計画書等により遭難したと予想される事態が発生したときは、速やかにその後の円滑な情報交換について関係機関と打合せを行い、併せてその通報連絡系統を確立しておくこと。

(2) 迅速的確な搜索救助活動

搜索救助活動は、気象条件や地理的条件を考慮の上、迅速、的確に実施するとともに、出動に際しては、現場の指揮体制を明確にしておくこと。

また、必要に応じて警察犬や警察用航空機の活用、県警山岳救助隊及び機

動隊等への応援要請を行うこと。

(3) 関係機関等との連携

山岳遭難の形態、規模等から多数の機関、団体等による大規模な捜索が行われる事態となった場合には、関係機関・団体等との連携、協力体制を確立し、捜索方針、物資輸送、通信連絡、隊員の確保及び交代等について相互のそごを防ぎ、有機的、一体的な捜索救助活動が行われるようにすること。

(4) 捜索救助活動における安全管理の徹底

捜索救助活動に当たっては、その体制、遭難者の救助に係る緊急性の程度、現場責任者からの報告等を踏まえ、二重遭難や受傷等の危険性が高いと認められる場合には、捜索救助活動の延期又は中止を組織的に判断し、各種事故の絶無を期すこと。

(5) 捜索延期又は中止の決定

気象の変化等により捜索を延期又は中止する場合には、関係機関・団体及び遭難関係者の意見を参酌の上、警察署長の判断で決定すること。